

(案)

地域森林計画（変更計画）書

（富士川中流森林計画区）

自 平成22年 4月 1日
計画期間
至 平成32年 3月31日
(変更年月 平成22年12月)

山 梨 県

変更理由

1 要整備森林の指定

平成22年7月21日付けで、南巨摩郡南部町地内の私有林が、特定保安林に指定された。知事は、県内の保安林が特定保安林に指定された場合、森林法第39条の4第1項に基づき、当該特定保安林が指定の目的に即して機能することを確保するため、要整備森林の所在、要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期、その他必要な事項について定めなければならないことから、地域森林計画を変更するものである。

2 市町村合併による変更

当計画区に位置付けられている南巨摩郡増穂町と南巨摩郡鰍沢町が、平成22年3月8日に合併し富士川町となったことに伴い、それぞれ富士川町(旧増穂町)、富士川町(旧鰍沢町)と記載を変更するものである。

3 林道の開設路線の追加

人工林の適切な整備・管理と間伐材の利活用及び公益的機能の高度発揮を図るため、早川町地内において林道別当代山線、富士川町地内において足馴峠1号支線をそれぞれ追加するものである。

目 次

(○印 変更のある計画事項又は計画項目)

I 計画の大綱

1 自然的、社会的経済的背景と森林計画区の現況

(1) 自然的背景	1
(2) 社会的経済的背景	1
(3) 計画区内森林の現況	1

2 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 計画区の課題	1
(2) 計画の基本的事項	1

II 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

(1) 地域森林計画の対象とする市町村別の森林面積	2
(2) 地域森林計画の対象に含めない森林	2

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	2
(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
(3) その他必要な事項	2

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項	2
(2) 伐採立木材積	2
(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項	2

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項	2
(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	2
(3) その他造林に関する必要な事項	2

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項	3
(2) 間伐立木材積	3

	(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項	3
6	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準	3
	(2) 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に関する指針	3
7	林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	
	(1) 林道の整備に関する基本的な考え方	3
○	(2) 開設または拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等	3
	(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法	3
	(4) その他必要な事項	3
8	森林施業の合理化に関する事項	
	(1) 森林施業の共同化の促進	3
	(2) 林業に従事する者の養成及び確保	3
	(3) 林業機械の導入の促進	3
	(4) 作業路等の整備	3
	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備	3
	(6) 特用林産物の生産の振興	4
	(7) その他必要な事項	4
9	森林の土地の保全に関する事項	
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	4
	(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	4
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	4
	(4) その他必要な事項	4
10	保安施設に関する事項	
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	4
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	4
	(3) 実施すべき治山事業の数量	4
	(4) その他必要な事項	4
11	特定保安林の整備に関する事項	
○	(1) 要整備森林の所在及び面積	4

○	(2)	<u>要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期</u>	<u>4</u>
○	(3)	<u>その他必要な事項</u>	<u>4</u>
12 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項			
	(1)	<u>保健機能森林の区域の基準</u>	<u>5</u>
	(2)	<u>その他保健機能森林の整備に関する事項</u>	<u>5</u>
13 その他必要な事項			
	(1)	<u>法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法</u>	<u>5</u>
	(2)	<u>森林の保護及び管理</u>	<u>5</u>
	(3)	<u>その他必要な事項</u>	<u>5</u>

本文中、前計画書とは平成22年4月1日施行の地域森林計画書である。
また、変更のない計画事項及び項目は、計画事項又は項目名のみを記載することとし、計画事項及び項目名に一部変更がある場合は、本計画に読み替えるものとする。
なお、市町村合併による計画内容の変更はないため前計画書のとおりとするが、増穂町及び鯉沢町をそれぞれ富士川町(旧増穂町)、富士川町(旧鯉沢町)に記載を改めることとする。

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 自然的背景

前計画書のとおり。

(2) 社会的経済的背景

前計画書のとおり。

(3) 計画区内森林の現況

前計画書のとおり。

2 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 計画区の課題

前計画書のとおり。

(2) 計画の基本的事項

前計画書のとおり。

II 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

(1) 地域森林計画の対象とする市町村別の森林面積

前計画書のとおり。

(2) 地域森林計画の対象に含めない森林

前計画書のとおり。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

前計画書のとおり。

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

前計画書のとおり。

(2) 伐採立木材積

前計画書のとおり。

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

前計画書のとおり。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

前計画書のとおり

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画書のとおり。

(3) その他造林に関する必要な事項

前計画書のとおり。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

前計画書のとおり。

(2) 間伐立木材積

前計画書のとおり。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

前計画書のとおり。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準

前計画書のとおり。

(2) 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の整備に関する基本的な考え方

前計画書のとおり。

(2) 開設または拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

次表のとおり。

ア 開設又は拡張すべき林道									
①市町村別内訳									
(単位:延長km)									
区 分	開 設				拡 張				
	新 設		改 築		改 良		舗 装		
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	
峡南林務環境事務所	市川三郷町	2	5.9			5	3.0	2	3.0
	富士川町(旧増穂町)	5	12.3	1	3.0	8	14.8	7	12.2
	富士川町(旧鵜沢町)	3	7.8	3	6.0	15	14.0	12	9.5
	早川町	2	1.5	3	8.1	7	9.0	5	10.0
	身延町	4	13.5	2	4.0	21	15.9	7	8.2
	南部町	6	10.6			12	9.0	15	16.0
	小 計	22	51.6	9	21.1	68	65.7	48	58.9
計 画	区 合 計	22	51.6	9	21.1	68	65.7	48	58.9
	前 期		22.9		11.0		28.0		28.0
	後 期		28.7		10.1		37.7		30.9
②森林区分別内訳									
(単位:延長km)									
	新 設		改 築		改 良		舗 装		
水土保全林	27.1		17.0		35.1		38.2		
森林と人との共生林	-		-		0.5		-		
資源の循環利用林	24.5		4.1		30.1		20.7		

イ 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の内訳												
① 開設 (単位:延長km 面積ha 材積m ³)												
開設 拡張 の 別	種別	市町村	路線名	森林区分			延長	利用区域			国有林 との 調整 の 必要 の有 無	備考
				水土 保全 林	共生 森林 と人 との	用資 源の 循環 利		面積	材積			
									針葉樹	広葉樹		
開設	新設	市川三郷町	大鳥居	2.0		1.9	3.9	476	20,526	22,477	無	県
"	"	"	桜峠	2.0			2.0	201	8,876	6,158	"	町
小計			2	4.0		1.9	5.9					
開設	新設	富士川町(旧増穂町)	足馴峠	3.6		3.0	6.6	1,323	89,284	20,294	無	県基
"	"	"	赤石高下支線			1.9	1.9	190	8,086	2,641	"	県
"	"	"	矢川平尾			1.0	1.0	13	1,611	621	"	町
"	"	"	仙洞田			1.8	1.8	68	4,741	4,674	"	"
"	"	"	メハジキ	1.0			1.0	48	6,201	1,282	"	"
"	改築	"	丸山	(3.0)			(3.0)	2,414	172,467	66,945	"	県基
小計			(1)	(3.0)			(3.0)					
小計			5	4.6		7.7	12.3					
開設	新設	富士川町(旧増穂町)	足馴峠	2.5		2.4	4.9	1,323	89,284	20,294	無	県基
"	"	"	立石五開			1.0	1.0	52	1,420	2,001	"	県
"	"	"	足馴峠1号支線	1.9			1.9	105	20,314	45	"	"
"	改築	"	五開茂倉			(1.0)	(1.0)	2,408	62,312	61,983	"	県基
"	"	"	五開	(4.0)			(4.0)	381	3,698	6,020	"	県
"	"	"	長知沢			(1.0)	(1.0)	50	1,350	1,810	"	町
小計			(3)	(4.0)		(2.0)	(6.0)					
小計			3	4.4		3.4	7.8					
開設	新設	早川町	足馴峠	0.5			0.5	1,323	89,284	20,294	無	県基
"	"	"	別当代山	1.0			1.0	151	14,845	3,053	"	県
"	改築	"	五開茂倉			(2.1)	(2.1)	2,408	62,312	61,913	"	町基
"	"	"	丸山	(2.0)			(2.0)	2,414	172,467	66,945	"	県基
"	"	"	井川雨畑	(4.0)			(4.0)	8,612	282,697	422,709	"	"
小計			(3)	(6.0)		(2.1)	(8.1)					
小計			2	1.5			1.5					
開設	新設	身延町	三石山	3.8		5.7	9.5	3,812	352,297	127,824	無	町基
"	"	"	八坂峠	2.0			2.0	625	17,042	15,986	"	県
"	"	"	遅沢江尻窪	0.9			0.9	55	1,215	1,200	"	町
"	"	"	佐野峠樋之上			1.1	1.1	130	16,190	692	"	県
"	改築	"	湯之奥猪之頭	(2.0)			(2.0)	1,434	16,973	61,489	"	県基
"	"	"	豊岡梅ヶ島	(2.0)			(2.0)	2,527	51,085	195,413	"	"
小計			(2)	(4.0)			(4.0)					
小計			4	6.7		6.8	13.5					
開設	新設	南部町	思親山			1.2	1.2	27	3,101	507	無	県
"	"	"	黒金鉢	1.5			1.5	68	6,200	570	"	町
"	"	"	上古草里			2.0	2.0	100	9,800	1,300	"	"
"	"	"	上石合山支線	2.4			2.4	34	19,212	151	"	県
"	"	"	貫ヶ岳西	2.0			2.0	317	72,629	2,600	"	"
"	"	"	鯨野森山			1.5	1.5	43	10,057	128	"	町
小計			6	5.9		4.7	10.6					
計画区開設計			(9)	(17.0)		(4.1)	(21.1)					
			22	27.1		24.5	51.6					

注)1 備考欄の県、町、村は事業主体、基は森林基幹道を指す。
2 ()は、改築事業の数値。

②改良、③舗装については前計画書のとおり。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

8 森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林施業の共同化の促進

前計画書のとおり。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保

前計画書のとおり。

(3) 林業機械の導入の促進

前計画書のとおり。

(4) 作業路等の整備

前計画書のとおり。

(5) 林産物の利用の促進のための整備

前計画書のとおり。

(6) 特用林産物の生産の振興

前計画書のとおり。

(7) その他必要な事項

前計画書のとおり。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

前計画書のとおり。

(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

前計画書のとおり。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

11 特定保安林の整備に関する事項

(1) 要整備森林の所在及び面積

次表のとおり。

(2) 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期

次表のとおり。

(3) その他必要な事項

次表のとおり。

(単位：面積 ha)

特定保安林	市町村	要 整 備 森 林				実施すべき施業の方法及び時期				その他必要な事項	備考
		番号	所 在		面積	保 育					
			位 置	林小班		種 類	面 積	方 法	時 期		
1 (水)	南巨摩郡南部町	1	内船相の山 13436 ほか	58	5.02	本数調整伐	5.02	35%間伐	H24.12		
	合 計	1			5.02		5.02				

12 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域の基準

前計画書のとおり。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

13 その他必要な事項

(1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

前計画書のとおり。

(2) 森林の保護及び管理

前計画書のとおり

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。